

飼料製造事業者（食品循環資源の加熱処理が必要な事業場） 殿

農林水産省消費・安全局
畜水産安全管理課長

台湾におけるアフリカ豚熱の発生を踏まえた食品循環資源利用飼料の安全確保の再徹底について

アフリカ豚熱（以下「本病」という。）については、アフリカ地域のほか、欧州・ロシア・アジアが流行地域となっており、特にアジア地域では広く浸潤しています。

東アジアにおいては、これまで日本と台湾のみ本病の発生がありませんでした。本年 10 月 21 日に台湾の飼養豚（総飼養頭数約 300 頭の一貫経営農場）において本病の発生が確認されました。台湾においては、緊急防疫措置として、豚の移動・と畜の禁止、発生農場の疑い時点での飼養豚の予防的殺処分、消毒等を実施し、まん延防止を図っています。また、台湾当局によると、本病が発生した農場では食品残さを飼養豚に給与しており、本事例を受け、台湾全土における豚への食品残さの使用が全面的に禁止されました。

皆様におかれましては、我が国における豚用飼料の安全を確保するため、食品循環資源（食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成 12 年法律第 116 号）第 2 条第 3 項に規定する食品循環資源をいう。以下同じ。）を原材料とする飼料を製造等する場合における適切な加熱、製造管理等に対応いただいているところですが、今般の事案を踏まえ、改めて飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和 51 年農林省令第 35 号。以下「成分規格等省令」という。）に基づく下記事項を徹底していただくとともに、食品循環資源利用飼料の安全確保のためのガイドラインの策定について（令和 2 年 8 月 31 日付け 2 消安第 2496 号農林水産省消費・安全局長通知）を遵守いただくようお願いします。

記

- 1 成分規格等省令別表第 1 の 6 の（1）において、豚を対象とする飼料は、肉を扱う事業所等から排出される食品循環資源であって、肉と接触した可能性があるもの（以下「動物由来食品循環資源」という。）を含んではならないとされていること。
 - 2 成分規格等省令別表第 1 の 6 の（1）のただし書きにおいて、飼料の製造段階で農林水産大臣が定める方法により加熱処理及び製造工程の管理（以下「加熱処理等」という。）が行われた動物由来食品循環資源については、製造・使用等が可能とされている。このため、動物由来食品循環資源を豚に給与する場合は、次の農林水産大臣が定める加熱処理等の方法（令和 2 年農林水産省告示第 1684 号）を厳守徹底すること。
- ① 原料又は材料として用いる動物由来食品循環資源について、攪拌（かくはん）しながらそ

の全体の温度を摂氏 90 度以上に 60 分間以上保つ方法又はこれと同等以上に豚熱、アフリカ豚熱その他のウイルスによる豚の伝染性疾病の病原体の不活化に効果を有する方法により加熱処理を行うこと。

- ② ①の加熱処理が行われた動物由来食品循環資源に当該加熱処理が行われていない動物由来食品循環資源が混入しないように取り扱うこと。
- ③ ①の加熱処理に係る温度及び時間を帳簿に記載して2年間保存すること。

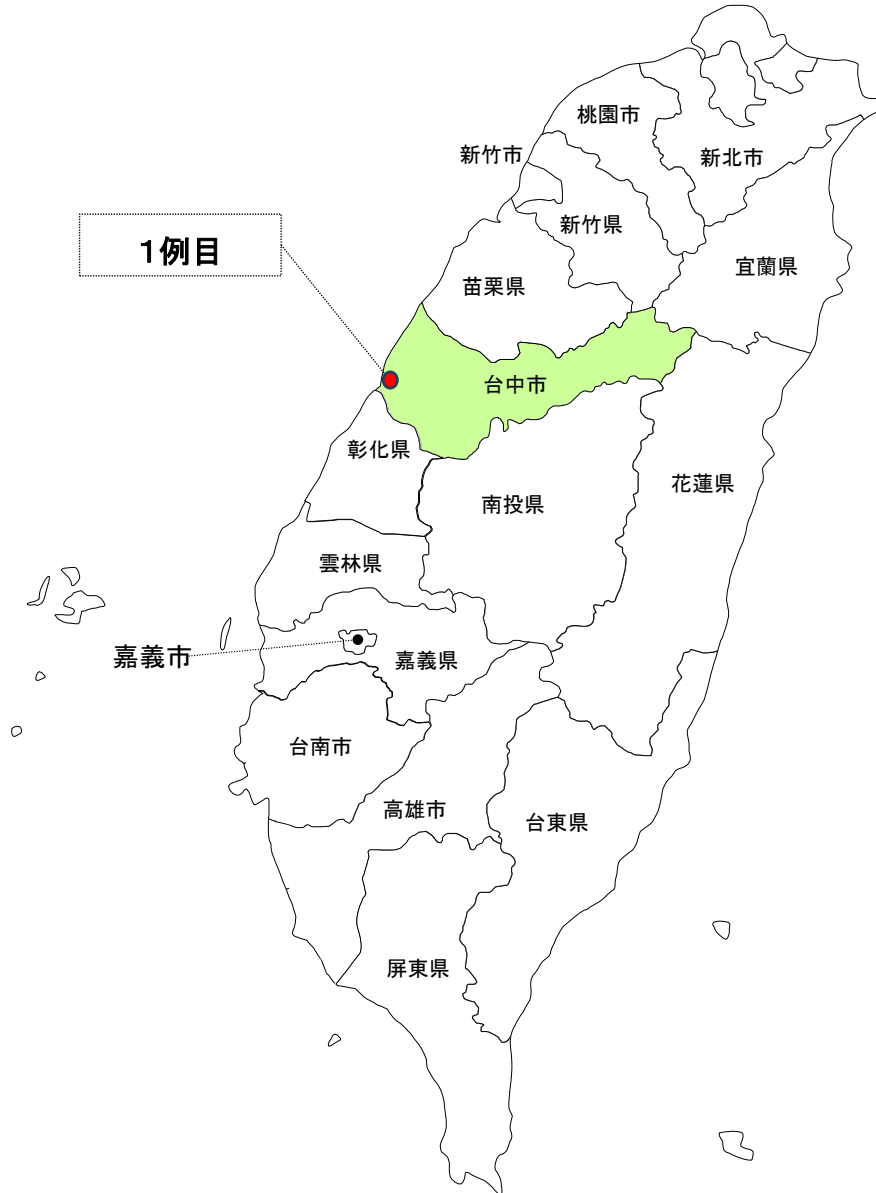
台湾におけるアフリカ豚熱の発生状況

2025年10月27日時点

【飼養豚での事例】

事例	発生日	発生地域
1	2025/10/21	台中市梧棲区

1 例目



発生/感染が確認された行政区画
飼養豚での発生地域

初発生日：2025/10/21

発生数(豚): 1件

※ 台湾当局公表資料を元に作成

アジアにおけるアフリカ豚熱の発生報告状況

2025年10月27日時点

■：2018年8月以降発生があった国、地域

ブータン

初発生：2021年5月6日
豚飼養頭数：約2万9625頭

ネパール

初発生：2022年3月19日
豚飼養頭数：約135万7507頭

インド

初発生：2020年1月26日
豚飼養頭数：約846万1997頭

バングラデシュ

初発生：2023年11月13日

ラオス

初発生：2019年6月2日
豚飼養頭数：約452万5574頭

タイ

初発生：2021年11月25日
豚飼養頭数：約772万1375頭

カンボジア

初発生：2019年3月22日
豚飼養頭数：約203万6958頭

スリランカ

初発生：2024年10月25日
豚飼養頭数：約10万1970頭

マレーシア

初発生：2021年2月8日
豚飼養頭数：約124万224頭

シンガポール

初発生：2023年2月5日

ミャンマー

初発生：2019年8月1日
豚飼養頭数：約780万頭

中国

初発生：2018年8月3日
豚飼養頭数：約4億3422万2700頭

モンゴル

初発生：2019年1月9日
豚飼養頭数：約2万5636頭

北朝鮮

初発生：2019年5月23日
豚飼養頭数：約238万6214頭

韓国

初発生：2019年9月16日
豚飼養頭数：約1108万9026頭

台湾

初発生：2025年10月21日
豚飼養頭数：約515万6174頭

香港

初発生：2019年5月2日
豚飼養頭数：約11万6696頭

フィリピン

初発生：2019年7月25日
豚飼養頭数：約976万5636頭

ベトナム

初発生：2019年2月1日
豚飼養頭数：約2554万6030頭

インドネシア

初発生：2019年9月4日
豚飼養頭数：約728万8719頭

東ティモール

初発生：2019年9月9日
豚飼養頭数：約38万4517頭

出典：WOAH-WAHIS(Animal disease eventsおよびQuantitative data)、各国当局HP等
発生日：WOAH報告による発生が確認された日
飼養頭数：FAO統計(2023)参照

ASFの発生報告状況

2025年10月27日時点

■ = 2005年以降WOAH等に発生・感染確認通報のあった国/地域



アフリカ(31か国・地域)

アンゴラ	ガーナ	南アフリカ共和国
ベナン	ギニアビサウ	タンザニア
ブルキナファソ	ケニア	トーゴ
ブルンジ	マダガスカル	ウガンダ
カメルーン	マラウイ	ザンビア
カーボヴェルデ	モーリシャス	ジンバブエ
中央アフリカ	モザンビーク	マリ
チャド	ナミビア	シエラレオネ
コンゴ民主共和国	ナイジェリア	ガボン
コンゴ共和国	ルワンダ	
コートジボワール	セネガル	

アジア(21か国・地域)

中国	インドネシア
モンゴル	インド
ベトナム	マレーシア
カンボジア	ブータン
香港	タイ
北朝鮮	ネパール
ラオス	シンガポール
ミャンマー	バングラデシュ
フィリピン	スリランカ
韓国	台湾
東ティモール	

ヨーロッパ(28か国・地域)

アルメニア	エストニア
アゼルバイジャン	モルドバ
ジョージア	チェコ
イタリア	ルーマニア
ロシア	ハンガリー
ウクライナ	ブルガリア
ベラルーシ	ベルギー(※2)
リトアニア	スロバキア
ポーランド	セルビア
ラトビア	ギリシャ

南北アメリカ(2か国・地域)

ドイツ	ドミニカ共和国
北マケドニア	ハイチ

ボスニア・ヘルツェゴビナ
クロアチア
スウェーデン
モンテネグロ
コソボ
アルバニア

オセアニア(1か国・地域)

バブアニューギニア

(※2) ベルギー: 2020年10月1日に清浄化を宣言

○ 飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和 51 年農林省令第 35 号）
（抄）

第 1 条 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（以下「法」という。）第 3 条第 1 項に規定する飼料の成分規格並びに製造等の方法及び表示の基準については、別表第 1 に定めるところによる。

別表第 1（第 1 条関係）

1～5（略）

6 食品循環資源又は食品循環資源を原料若しくは材料とする飼料の成分規格及び製造の方法等の基準

(1) 食品循環資源を原料又は材料とする飼料の成分規格

豚を対象とする飼料（飼料を製造するための原料又は材料を除く。以下 6 において同じ。）は、肉（牛等、豚、いのしし、馬又は家きんに由来するものをいう。以下(1)において同じ。）を扱う事業所等から排出される食品循環資源であつて、肉と接触した可能性があるもの（以下「動物由来食品循環資源」という。）を含んではない。ただし、次に掲げる動物由来食品循環資源については、この限りでない。

ア 飼料の製造段階で農林水産大臣が定める方法により加熱処理及び製造工程の管理（以下「加熱処理等」という。）が行われたもの（以下「処理済動物由来食品循環資源」という。）

イ・ウ（略）

(2)～(5)（略）

○ 飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令別表第 1 の 6 の(1)のアの規定に基づき、同アの農林水産大臣が定める方法を定める件（令和 2 年農林水産省告示第 1684 号）

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令別表第 1 の 6 の(1)のアの農林水産大臣が定める方法は、次のとおりとする。

- 一 原料又は材料として用いる動物由来食品循環資源について、^{かくはん} 攪拌しながらその全体の温度を摂氏九十度以上に六十分間以上保つ方法又はこれと同等以上に豚熱、アフリカ豚熱その他のウイルスによる豚の伝染性疾病の病原体の不活化に効果を有する方法により加熱処理を行うこと。
- 二 前号の加熱処理が行われた動物由来食品循環資源に当該加熱処理が行われていない動物由来食品循環資源が混入しないように取り扱うこと。
- 三 第一号の加熱処理に係る温度及び時間を帳簿に記載して二年間保存すること。